

2. 関係各機関における既存計画などの紹介

- 警察庁 交通局 …… 資料-2-1
- 警視庁 交通部 …… 資料-2-2
- 陸上自衛隊 東部方面総監部 …… 資料-2-3
- 消防庁 国民保護・防災部 …… 資料-2-4

平成24年 3月
警 察 庁

首都直下地震（東京湾北部地震）発生時の交通規制計画原案

1 趣旨

中央防災会議では、首都直下地震が30年以内に発生する確率は70%（注1）であり、東京湾北部を震源とするM7.3の地震が冬夕方18時に発生した場合（風速15m/s）には、死者数1万1千人、負傷者数21万人、建物損壊85万棟（うち火災によるものは65万棟）という被害を想定している（資料1参照）。

そこで、東日本大震災での経験に鑑み、中央防災会議において示されたこれら具体的な被害想定も踏まえ、隣（近）接する関係警察はもとより、関係機関が相互により緊密に連携を図ることにより、発災時において捜索・救助、救急・医療活動、消火活動、緊急輸送、ライフラインの復旧等の災害応急対策を的確かつ円滑に実施することができるよう、本交通規制計画を定めるものである。

（注1）発生確率は、地震調査研究推進本部が算定した「海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日平成24年（2012年）1月1日）」（<http://www.jishin.go.jp/main/choukihyoka/kaikou.htm>）による。

2 基本的考え方等

(1) 基本的考え方

中央防災会議専門調査会で示された別添資料（注2）「人命・生活分野における首都直下地震時の緊急対策活動目標」（<http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/shutochokka/20/shiryout1.pdf>の88頁）（資料2参照）を踏まえ、速やかに所要の交通規制を実施する。

具体的には、発災直後から現場措置によって都心部への車両の流入禁止規制、緊急交通路の指定予定路線からの一般車両の排除等を行うほか、指定予定路線の損壊状況（通行不能の場合は代替路線の状況）を確認するとともに、関係都県警察、道路管理者その他の行政機関と調整を行い、公安委員会の意思決定、交通検問所への人員配置、マスコミ等への広報、緊急通行車両確認標章の交付事務等の諸準備を終えた後、関係都県調整の上、交通規制を実施することにより、避難誘導、救難・救助、消防、緊急輸送等の災害応急対策に万全を期する。

(注2)「首都直下地震対策専門調査会報告(平成17年7月)」の巻末資料19

(2) 緊急交通路

ア 指定予定路線については、

- ・ 幅員が広い主要道路であること
- ・ 被災により通行が困難になるおそれがある区域内の道路を避けること(環状6号、同7号、第二京浜等)
- ・ 通過交通の排除など実効性が担保できること

を条件に選定した。

イ 具体的には、

- ・ 高速道路等
- ・ 高速道路等が通行不能となった場合の代替路線
- ・ 主要幹線道路(上記の高速道路等と接続する路線)
- ・ 都心部へ流入する幹線道路で、並行する一般道路をう回路として確保できるもの
- ・ 中央防災会議で定められた緊急輸送ルート
- ・ 部隊の進出拠点、物資の集積拠点等と高速道路等を結ぶ幹線道路

等から交通規制が担保できる路線を選定することとした(資料3参照:別途掲載)。

(3) 緊急点検箇所

緊急交通路の指定予定路線において、橋梁、橋のジョイント部、上方に高架が設置されている箇所、沿線に高層ビルが建ち並んでいる箇所等のうち、橋の段差、建物の崩落等が発生すれば通行不能となることが見込まれるために発災後緊急に点検を行う必要性の高い箇所を選定(注3)した。

今後、各都県警察において、どの所属の責任でそれぞれの箇所を点検するのか明確となるよう分担を定めておくこととする。

(注3)首都高速道路については高架区間が大半を占めるため、全線にわたって首都高速会社と連携して道路状況を点検確認する必要があることから、首都高速道路での緊急点検箇所には計上しないこととした。

ただし、同道路が緊急交通路の指定予定路線となる一般道路上を交差する地点又は並行する区間については、一般道路に係る緊急点検箇所として整理することとした。

(4) 交通検問所

緊急交通路の指定予定路線において、緊急通行車両等以外の車両の通行を阻止する必要のある箇所を選定した。

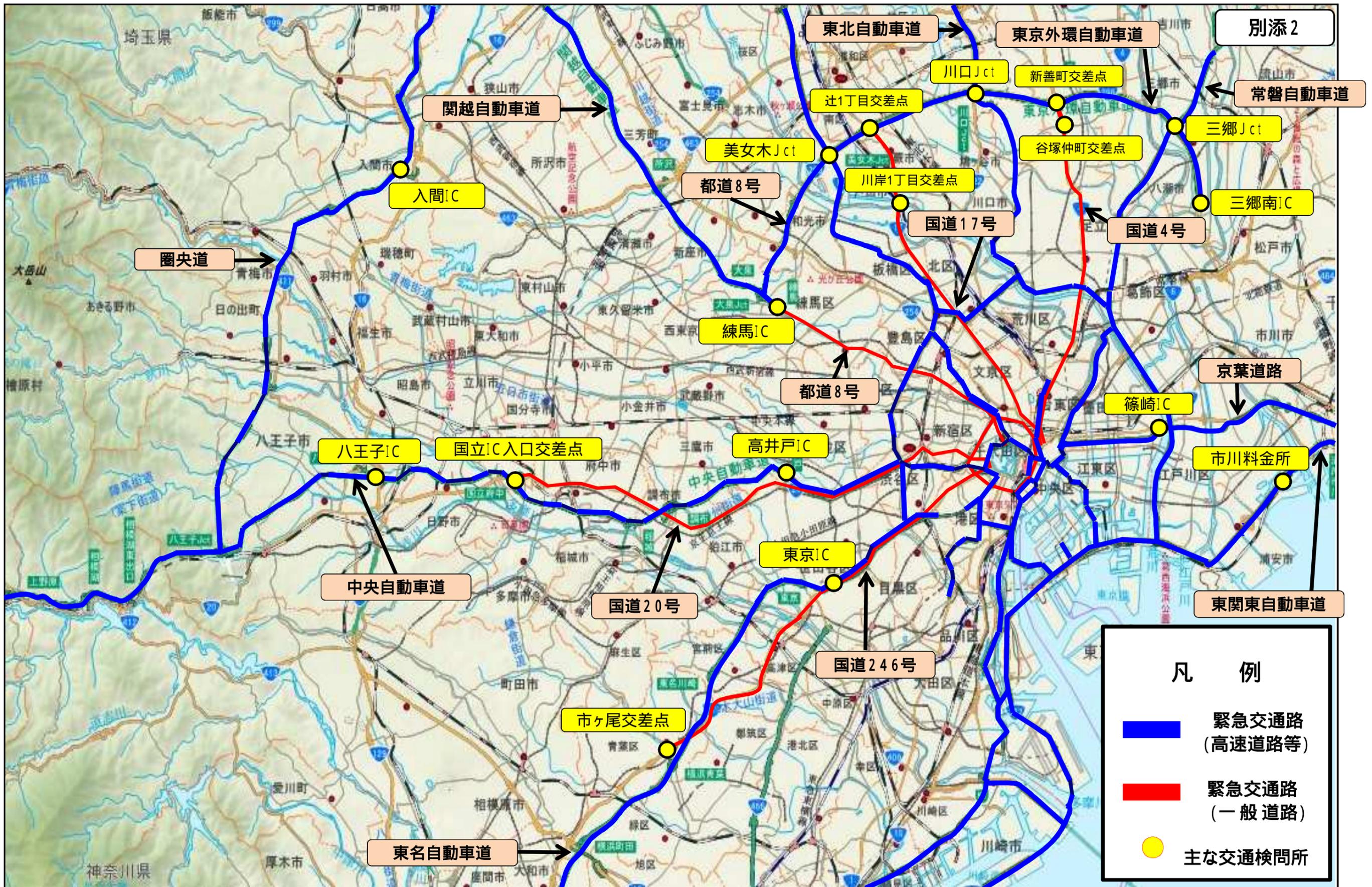
高速道路等のインターチェンジ（IC。入路を含む。）については、確認標章を交付する「交付IC」、規制対象車両の進入を阻止する「選別IC」、ICそのものを閉鎖する「閉鎖IC」に区分した。

指定予定路線となっている高速道路等46路線において、交付IC・90箇所、選別IC・60箇所、閉鎖IC・204箇所を、一般道路6路線において、交付・15箇所、選別・123箇所を選定している。

- (5) 本計画における緊急交通路指定予定路線は52路線、交通検問所は492箇所、緊急点検箇所は、1,859箇所である。

3 留意事項

- (1) 実際の災害の規模や状況に即して、本計画に定める交通規制の範囲を変更するものとする。
- (2) 緊急交通路の指定予定路線が通行不能となった場合には、代替路を使用することになることから、関係都県警察にあつては、あらかじめ代替路を選定しておくこととする。
- (3) 今後、中央防災会議による被害想定の見直しや政府対応の見直しに応じて本計画の見直しを行う。



凡 例

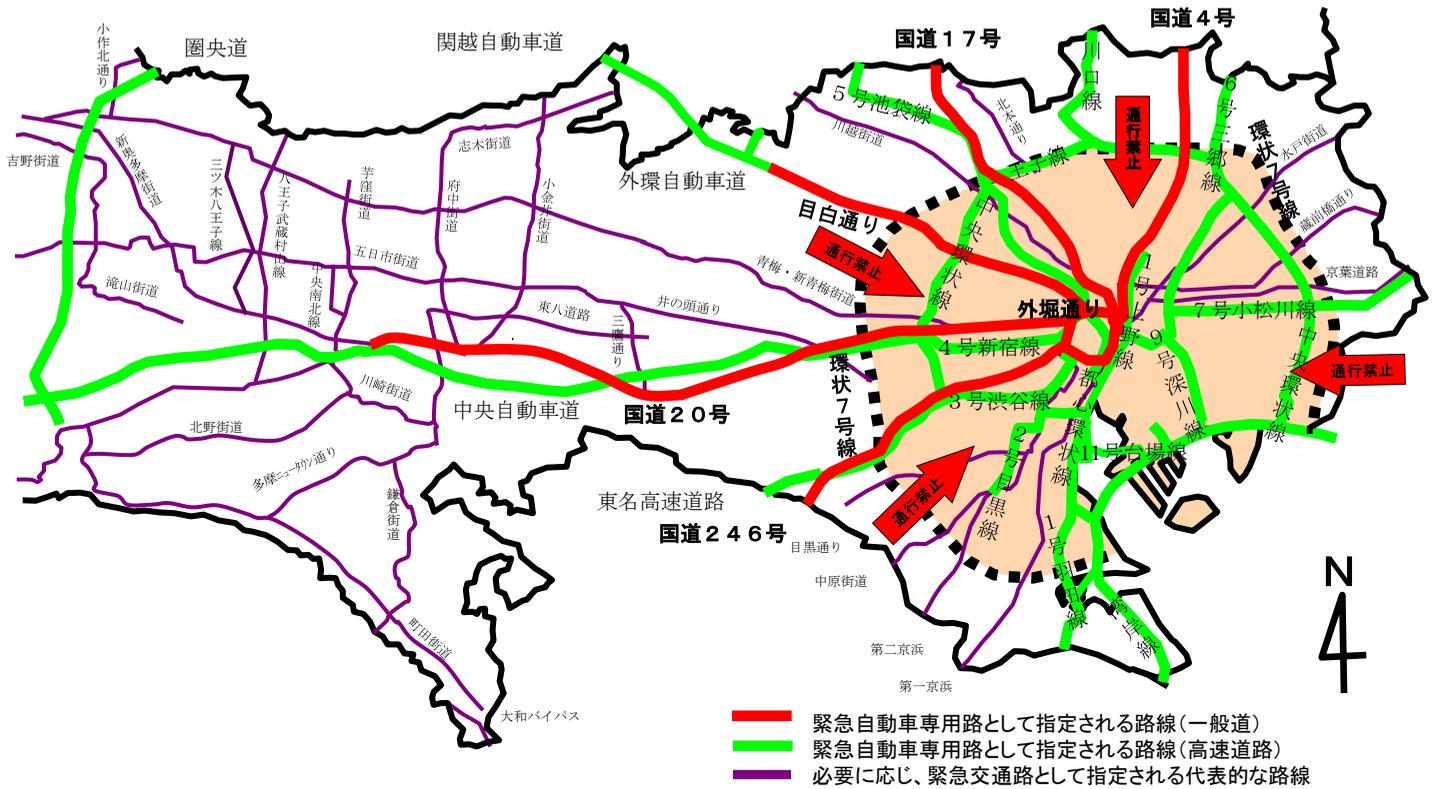
- 緊急交通路
(高速道路等)
- 緊急交通路
(一般道路)
- 主な交通検問所

【基本方針】

大震災発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制(第一次交通規制)を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保(第二次交通規制)するものです。

また、大震災には至らない震度5強の地震発生時においても、交通の安全と円滑を図るため、道路交通法に基づく交通規制を実施するものとします。

【交通規制図】



第一次交通規制(道路交通法)

- 1 環状7号線内側への一般車両の流入禁止
都心部の交通量を削減するため、環状7号線において流入規制を実施する。
- 2 環状8号線内側への一般車両の流入抑制
信号制御により、都心方向への流入を抑制する。
- 3 「緊急自動車専用路」の指定
次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施する。

国道4号(日光街道ほか)	国道17号(中山道・白山通りほか)
国道20号(甲州街道ほか)	国道246号(青山通り・玉川通り)
目黒通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路	

第二次交通規制(災害対策基本法)

- 1 「緊急交通路」の優先指定
緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定する。
- 2 その他の「緊急交通路」の指定
被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定する。

第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道
蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道
滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	

※ 国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しも行います。

震度5強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状7号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状8号線内側への一般車両の流入を抑制します。

首都直下地震に対する取組





自衛隊首都直下地震対処計画

Eastern Army, Japan Ground Self-Defense

1 活動の区分

2 増援部隊の集中



活動の区分（イメージ）

Eastern Army, Japan Ground Self-Defense

活動は、当初人命救助を重視した活動を行い、逐次変化していきます。

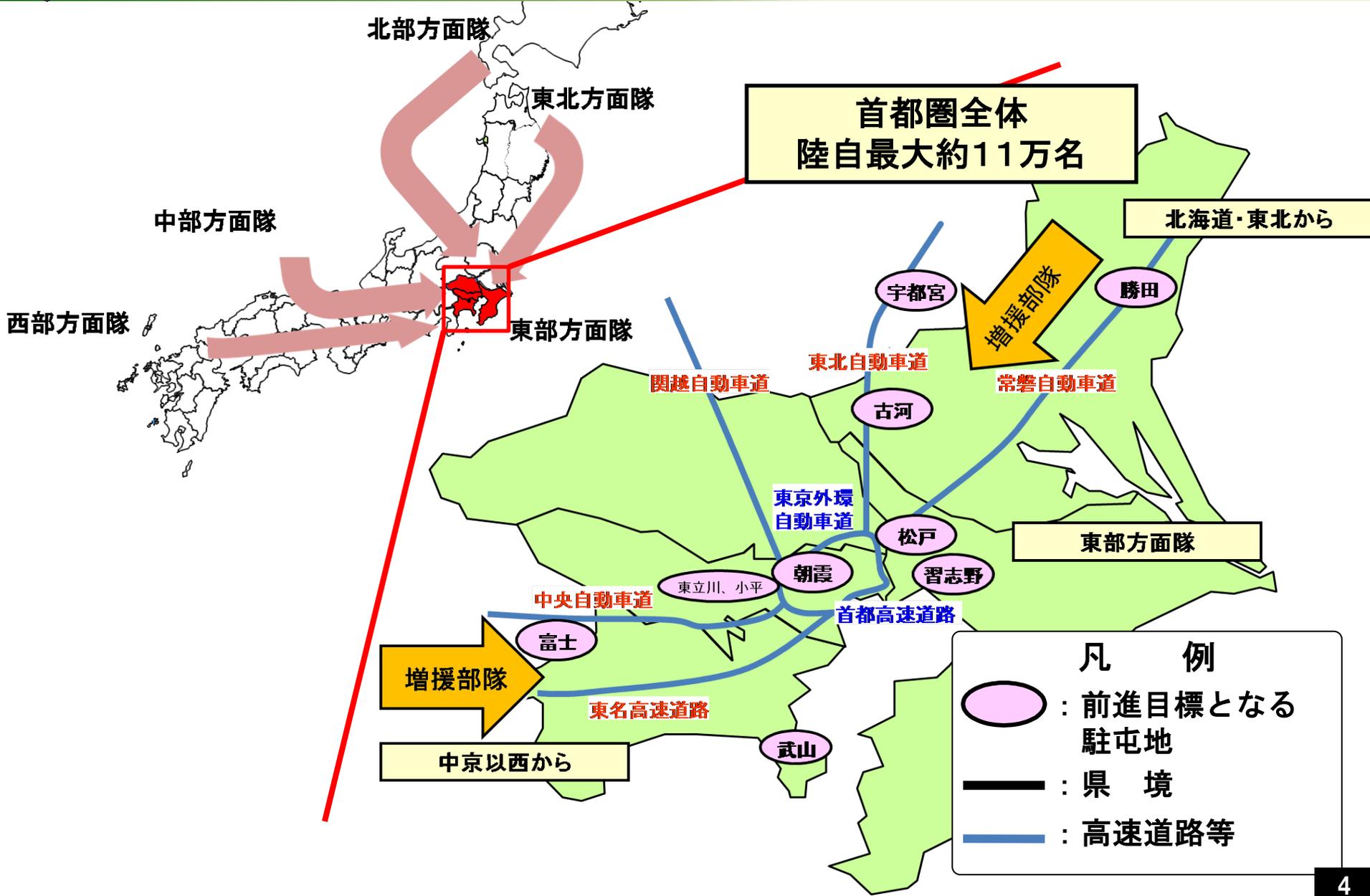
	第Ⅰ期 (防衛大臣による大規模震災災害派遣 命令発令まで)	第Ⅱ期	
全 般	 自主災害派遣 要請による災害派遣	大規模震災災害派遣命令 防衛大臣による	統合任務部隊編成
活動区分	即時救援活動	応急救援活動	応急復旧支援活動
派遣勢力 の推移	●方面隊主力	●増援部隊の集中	●態勢整理
活動内容	人命救助を重視した活動	傷病者等救出 行方不明者捜索 緊急物資輸送等	生活支援 復旧支援

各期における、首都直下対処計画における道路啓開に関する計画

- 第Ⅰ期：地域担任部隊の即時救援活動（人命救助）のための、被災地への進出経路の啓開を実施
- 第Ⅱ期：当初、応急救援活動における増援部隊の地上進出経路の啓開を実施し、じ後応急復旧支援に関する道路啓開、道路の応急補修及び瓦礫等の処理を実施



増援部隊の集中（イメージ）





自衛隊の救援・救助と道路啓開の関係

Eastern Army, Japan Ground Self-Defense

道路啓開検討会（道路管理者）に期待する事項等

- 1 自衛隊は、発災当初から首都圏に部隊を集中させるため、全国から増援部隊を前進させる。
- 2 前進に当たって各部隊は、航空機・船舶等を活用するとともに、高速道路等を活用し、当初首都圏の前進目標として定める駐屯地等に前進、じ後被災地域に前進する。
- 3 自衛隊の救援・救助に当たっては、これら**増援部隊の前進のための主要高速道路、駐屯地から被害地域への前進経路**を確保するための道路啓開が重要となると思われる。



東部方面隊とNEXCO東日本及び中日本との連携

Eastern Army, Japan Ground Self-Defense

部隊進出、道路啓開に関する協定

- 1 東部方面隊はNEXCO東日本及び中日本と災害時の連携に関わる協定を締結しており、部隊の進出とそれに伴う道路啓開等に関して下記の事項を想定・実施予定

ア 通行止め区間等の通行確保

高速道路の通行止め区間を利用し被災地に前進

イ 救援活動に必要な高速道路、施設等の緊急復旧

陸自東方が災害派遣を実施

するに際し、道路に陥没等がある場合自ら緊急復旧を行い、災害派遣部隊を迅速に進出

ウ 緊急開口部の利用

駐屯地近傍や活動現場付近、通行止めの迂回等のため緊急開口部を利用し、高速道路の進入・離脱を実施



- 2 上記処置と、道路管理者が実施する道路啓開を密接に接続することが必要

首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランの概要について

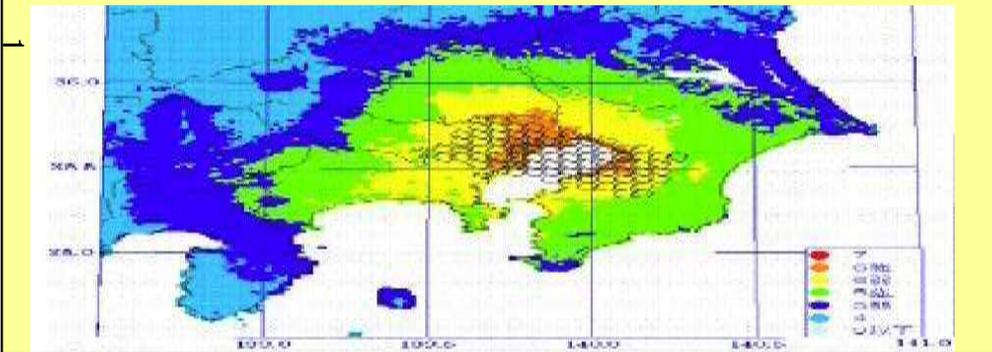
〔想定する地震災害〕

- 想定ケース 東京湾北部地震
- マグニチュード 7.3
- 被災地域 4都県
- 全壊棟数(最大ケース) 850,000棟
- 死者数(最大ケース) 11,000人

中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」資料による

〔適用基準〕

- 被災地域の4都県中2以上の都県で震度6弱(特別区及び政令指定都市については震度5強)以上の地震が発生した場合



〔運用方針〕

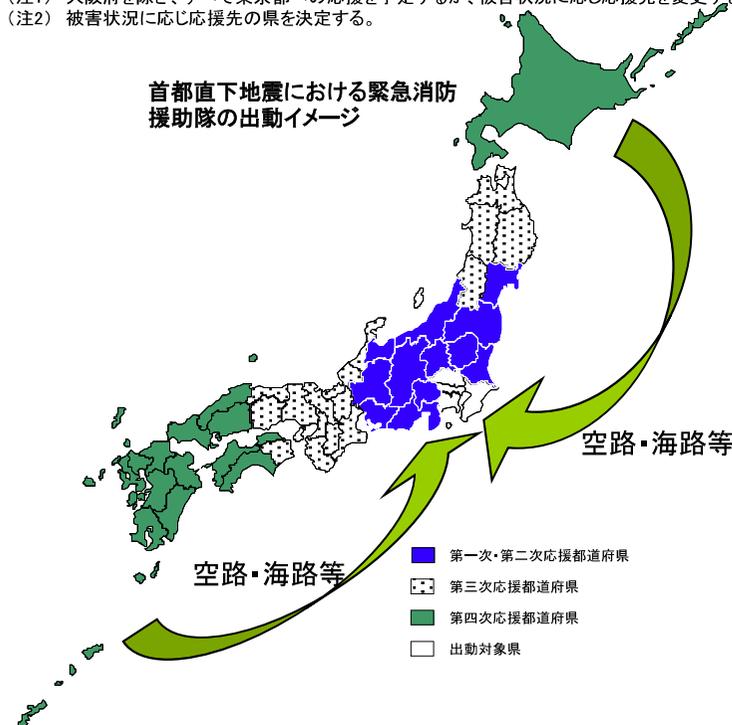
- 指揮支援隊による先行調査
- 4都県(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)を出動対象
- 陸路のほか、フェリー、自衛隊機等による出動も考慮
- 航空部隊は全部隊の全国的な運用

● 応援編成計画

<平成15年12月策定>
<平成20年 8月変更>
(「」内は指揮支援隊を含む。)

応援先都県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
第一次応援 4県 ()は二次指定県	群馬県 (栃木県)	茨城県 (宮城県)	山梨県 (長野県)	静岡県 (愛知県)
第二次応援 8県	栃木県	「宮城県」	福島県、新潟県、富山県 長野県、岐阜県	「愛知県」
第三次応援 16県 (注1)	「大阪府」		青森県、岩手県、秋田県、山形県 石川県、福井県、三重県、滋賀県 「京都府」、「兵庫県」、奈良県、 和歌山県、岡山県、鳥取県、 徳島県	
第四次応援 15県 (注2)	「北海道」、島根県、「広島県」、山口県、香川県、愛媛県、高知県、 「福岡県」、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県			

(注1) 大阪府を除き、すべて東京都への応援を予定するが、被害状況に応じ応援先を変更する。
(注2) 被害状況に応じ応援先の県を決定する。



※上記アクションプランの見直しについて実施予定

策定	平成15年12月16日
変更	平成17年2月6日
変更	平成18年6月1日
変更	平成19年5月23日
変更	平成20年8月4日

首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等 (抄)

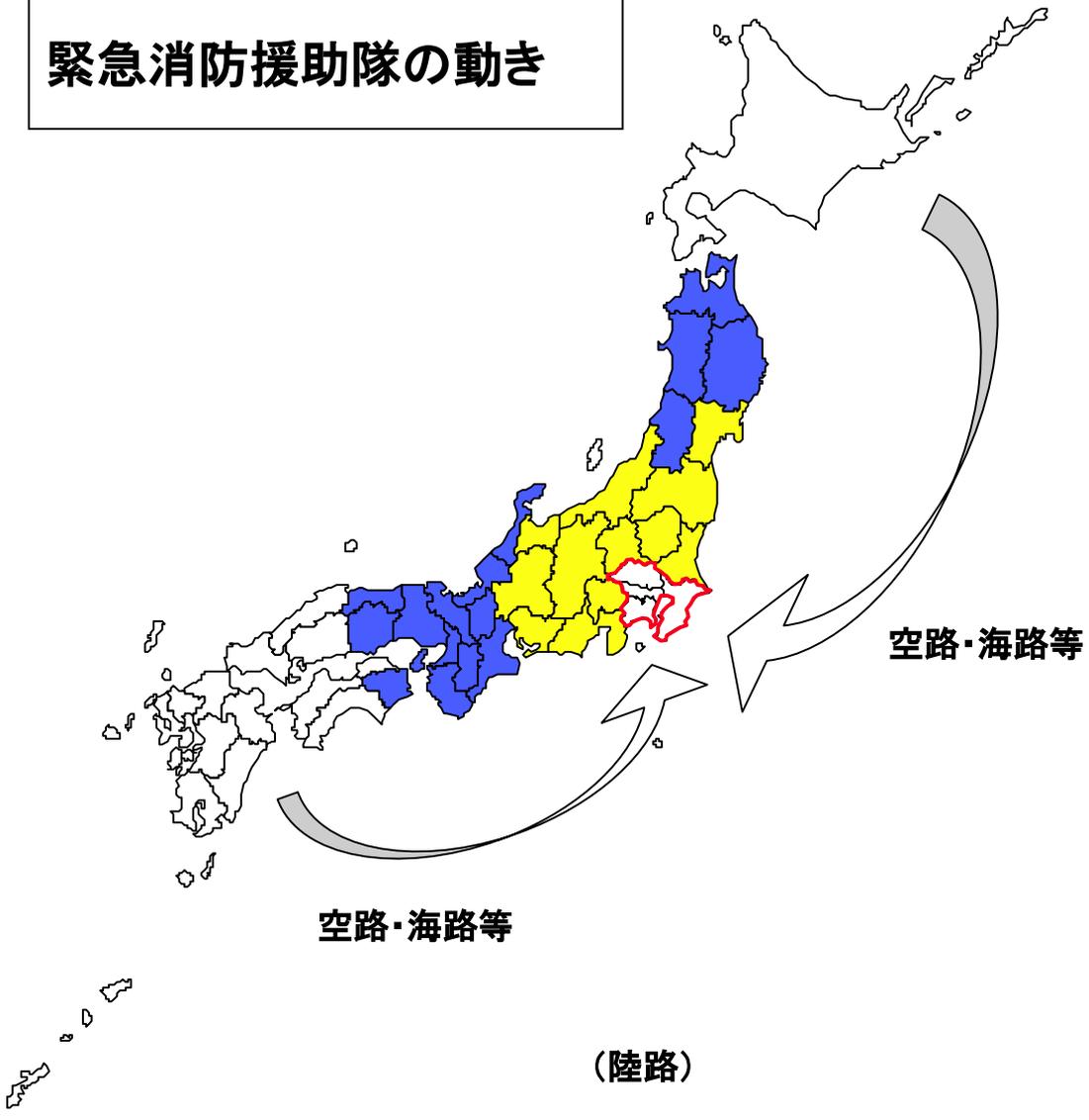
目次

- 首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針
- 首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン
 - 第1章 想定及び適用**
 - 第1 想定する地震災害
 - 第2 適用
 - 第2章 発災時の対応（先行調査及び地上部隊）**
 - 第1 出動準備
 - 第2 情報収集等
 - 第3 指揮支援部隊の出動と同部隊長の指定
 - 第4 派遣隊の編成と出動要領
 - 第3章 航空部隊**
 - 第1 出動準備
 - 第2 運用原則
 - 第3 残留機体の指定
 - 第4 応援機体の部隊配備
 - 第5 各航空隊任務等の優先順位
 - 第4章 水上部隊**
 - 第1 出動準備
 - 第2 運用原則
 - 第3 応援派遣に伴い必要な措置
 - 第4 緊急消防援助隊登録消防艇一覧

首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針

- (1) 指揮支援部隊（ヘリコプター）による先行調査を実施するものとする。
- (2) 原則として、被害が発生している4都県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）を災害発生都県として、陸路で12時間以内に参集可能な都道府県隊28府県隊については、陸路により車両とともに出動するものとする。
 - ※ 4都県以外の隣接県についても、被害が発生し、出動が不可能となることもありうる。
 - ※ 災害発生4都県については、被害の程度に応じて、当該都県内における消防相互応援を実施するとともに、可能な範囲で被害の甚大な他の都県に対して出動するものとする。
- (3) (2)以外の道県隊については、フェリー等により出動するものとする。
- (4) 救助工作車IV型を配備した救助隊については、空路（自衛隊C130型輸送機）による出動も考慮するものとする。
- (5) 航空部隊については、全国的な運用を行うこととし、各ブロックごとの配備状況を考慮の上、最大で40～50機程度の運用を行うものとする。
 - ア 災害発生都県内のヘリコプターは、当該都県内での活動を原則とするが、被害状況等に応じて、他の都県への応援も行う。
 - イ 災害発生都県外のヘリコプターについては、各ブロックごとに消防防災ヘリコプターの空白地帯を作らないように留意しつつ、出動ヘリコプターをあらかじめ定めておく。
 - ※ 先行調査及び被害状況を把握するヘリコプター（5機程度）については、あらかじめ指定し、調査区域を定めておく。

首都直下地震を想定した
緊急消防援助隊の動き



(陸路)

- 第一次、第二次応援都道府県
- 第三次応援都道府県

(東京都を基準とした12時間到着部隊)

首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン（抄）

第 2 章 発災時の対応（先行調査及び地上部隊）

第 1 出動準備

- 1 被害が予想される埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県以外の道府県隊は、第 1 章 第 2 の場合には、緊急消防援助隊の出動準備を行うものとする。
- 2 前項により出動準備を行った都道府県隊は、長官の出動指示があった場合、速やかに参集を開始するものとする。

第 2 情報収集等

1 被害情報の収集と出動可能隊数の報告

長官は、第 1 章 第 2 の場合には、被災都県（原則震度 4 以上を記録した都県）に対して、被害状況の報告を求めるとともに、全都道府県に対して、緊急消防援助隊として出動可能な隊数の報告を求めるとする。各都道府県は、長官からの被害状況報告等の求めがない場合であっても、自ら、被害状況及び応援可能隊数を把握し、長官に報告するものとする。

2 ヘリコプターによる情報収集

長官は、被害情報収集のため、表 1 に定める指揮支援隊所属消防機関等のヘリコプターの出動を指示する。

なお、各航空隊は、被災都県・消防の航空隊と担当エリア等を調整し、効率的な情報収集に努めること。

【表 1 ヘリコプターによる情報収集担当区域、指揮支援部隊】

消防機関	担当都県	備考
大阪市消防局	埼玉県	指揮支援部隊長
仙台市消防局	千葉県	指揮支援部隊長
京都市消防局	東京都	指揮支援隊長
神戸市消防局		※ 東京消防庁が指揮支援部隊長を担任できない場合は、京都市消防局、神戸市消防局の順位により臨時指定を行う。
名古屋市消防局	神奈川県	指揮支援部隊長

3 消防庁職員の派遣等

長官は、必要に応じて、被災都県に消防庁職員を派遣するものとする。この場合、状況に応じて消防庁ヘリコプター、又は 2 のヘリコプター等に同乗するものとする。

第 3 指揮支援部隊の出動と同部隊長の指定

1 指揮支援部隊の出動

長官は、情報収集のヘリコプターの出動指示に合わせて、指揮支援部隊の出動指示を行うものとする。各指揮支援隊は、第2.2のヘリコプターが出動する際、搭乗し出動する（表1参照）。

2 指揮支援部隊長の指定

長官は、東京都以外の被災県について、被害状況に応じて、それぞれ指揮支援部隊長を指定する（表1参照）。

東京都に関しては、東京消防庁がその任を担当できない場合、京都市消防局、神戸市消防局の順位により指定を行う。

3 指揮支援隊の増援

- (1) 長官は、出動した都道府県隊の配備状況や被災状況を基に指揮支援部隊の増援が必要と判断した場合は、ヘリコプターの運航可能状況等を考慮した上で、次の優先順位で応援先を指定して出動を指示する。

①	札幌市消防局	③	広島市消防局
②	福岡市消防局	④	北九州市消防局

※ 指定順は、出動予定県隊等を考慮した

- (2) 長官は、前記による他、必要に応じ、該当消防機関の第二次編成指揮支援隊出動の指示を行う。

第4 派遣隊の編成と出動要領

1 応援出動可能隊数の集約

長官は、応援出動可能隊数の調査に基づき、陸路12時間以内に被災地に到達可能な応援隊数を集約し、第一次応援から第三次応援に出動部隊を編成する。

(表2-1参照)

2 出動地域の決定

長官は、ヘリコプターによる被害調査並びに各都県災害対策本部、代表消防機関及び被害想定システムの情報等（以下「被害情報」という。）に基づき、緊急消防援助隊の出動地域を決定する。

3 応援消防隊投入先の決定

- (1) 被害情報、被災地内の消防力及び応援可能隊数を勘案し、被災各県への投入応援道府県隊を表2-1から表2-2に基づき決定する。
- (2) 震度6弱以上の地震が発生しても被害が少ない場合は、第二次応援以降の応援を保留し対応する。
- (3) 確認できる情報により、明らかに甚大な被害が発生していると判断できる場合は、第二次応援以降の応援を早期に行う。

【表2-1 応援編成計画】

(「 」内は指揮支援隊を含む。)

応援先都県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
第一次応援 4県 ()は 二次指定県	群馬県 (栃木県)	茨城県 (宮城県)	山梨県 (長野県)	静岡県 (愛知県)
第二次応援 8県	栃木県	「宮城県」	福島県、新潟県、富山県 長野県、岐阜県	「愛知県」
第三次応援 16県 (注1)	「大阪府」		青森県、岩手県、秋田県、山形県、 石川県、福井県、三重県、滋賀県、 「京都府」、「兵庫県」、奈良県、 和歌山県、岡山県、鳥取県、 徳島県、	
第四次応援 15県 (注2)	「北海道」、島根県、「広島県」、山口県、香川県、愛媛県、高知県、 「福岡県」、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県			

(注1) 大阪府を除き、すべて東京都への応援を予定するが、被害状況に応じ応援先を変更する。

(注2) 被害状況に応じ応援先の県を決定する。

【表 2 - 2 第四次応援隊の出動手段】

(注 1)

	移動手段	応援県隊等
北海道	苫小牧⇒大洗 (フェリー)	確保できた車両輸送可能台数に応じ出動隊数を調整する。
	千歳⇒入間又は厚木 (自衛隊輸送機) (注 2)	札幌市消防局等から救助隊員及び可搬資機材を搭乗させる。
高知県 愛媛県 香川県	(日向) ⇒高知⇒川崎 (フェリー) (注 3)	確保できた車両輸送可能台数に応じ各県隊の出動隊数を調整する。
福岡県	福岡⇒入間又は厚木 (自衛隊輸送機) (注 2)	福岡市消防局の救助Ⅳ型 (隊員含む) を搭乗させる。
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県	北九州⇒東京 (フェリー) (注 3)	確保できた車両輸送可能台数に応じ各県隊の出動隊数を調整する。
大分県 宮崎県 鹿児島県	宮崎⇒(那智勝浦)⇒川崎 (フェリー) (注 3)	確保できた車両輸送可能台数に応じ各県隊の出動隊数を調整する。
沖縄県	那覇⇒鹿児島→(陸路) 宮崎⇒(那智勝浦)⇒川崎 (フェリー)	確保できた車両輸送可能台数に応じ出動県隊を調整する。

(注 1 : 上記以外の緊急消防援助隊は、別表 1 に示す陸路により出動する。)

(注 2 : 自衛隊輸送機による輸送については、発災から 24 時間後となることが予想されることから、状況によっては陸路等による出動も考慮する。)

(注 3 : 四国及び九州の各県の緊急消防援助隊は、状況に応じて陸路により出動する。)

第 5 集結場所の調整・連絡

陸路による応援都道府県隊は、別表 1 に規定する集結場所に集結すること。

受援都県内の場所を指定する場合は、直接受援都県又は受援都県代表消防機関と調整し、集結場所として使用する。

第 6 出動ルート及び進出拠点の指定等

陸路による応援都道府県隊は、別表 1 に規定する出動ルート上の進出拠点に向けて出動すること。

都道府県隊長は、出動ルート又は進出拠点を変更する場合は、長官に報告するとともに、各出動隊に周知する。

緊急消防援助隊の集結場所と進出拠点
-「首都直下地震」-

第1次応援

出場隊	登録部隊数					集結場所	応援先	最終ルート	進出拠点 (高速道路等)	進出拠点 (高速道路以外)	距離 [km]		
	指揮 隊等	消火	救助	後方 支援	その他								
茨城県	3	45	12	26	20	22	128	河内町内中央公民館	千葉県	常磐道	守谷SA	大堀川防災レクリエーション公園 (柏市篠籠田字初音)	40
群馬県	3	27	6	17	11	6	70	高崎IC	埼玉県	関越道	寄居PA	埼玉スタジアム2002公園 (さいたま市緑区中野田)	102
山梨県	2	12	5	10	5	2	36	中央道 談合坂SA	東京都	中央道	八王子IC	第八方面訓練場 (立川市泉町)	76
静岡県	6	39	8	25	9	10	97	東名道 足柄SA	神奈川県	東名道	足柄SA	国府津中学校 (小田原市国府津)	85

第2次応援

出場隊	登録部隊数					集結場所	応援先	最終ルート	進出拠点	進出拠点 (高速道路以外)	距離 [km]		
	指揮 隊等	消火	救助	後方 支援	その他								
宮城県	5	34	7	15	18	10	89	東名道 国見SA	千葉県	常磐道	守谷SA	大堀川防災レクリエーション公園 (柏市篠籠田字初音)	345
福島県	2	31	7	21	14	6	81	東名道 那須高原SA	東京都	東名道、首都高	川口PA	第五方面訓練場(北区西ヶ原) 第七方面訓練場(葛飾区高砂)	180
栃木県	2	26	9	18	18	3	76	東名道 佐野藤岡IC	埼玉県	東名道	羽生PA	埼玉スタジアム2002公園 (さいたま市緑区中野田)	62
新潟県	5	42	14	26	13	7	107	関越道 土樽PA	東京都	関越道	練馬IC	第五方面訓練場 (北区西ヶ原)	177
富山県	2	22	6	16	8	8	62	北陸道 朝日町地内越中境PA	東京都	関越道	練馬IC	第五方面訓練場 (北区西ヶ原)	372
長野県	2	35	10	23	12	16	98	中央道 原PA	東京都	中央道	八王子IC	第八方面訓練場 (立川市泉町)	176
岐阜県	2	32	8	22	5	3	72	東海北陸道・各務原IC駐車場	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	396
愛知県	4	70	23	38	34	27	196	東名道 浜名湖SA	神奈川県	東名道	足柄SA	国府津中学校 (小田原市国府津)	245

第3次応援

出場隊	登録部隊数					集結場所	応援先	最終ルート	進出地点	進出拠点 (高速道路以外)	距離 [km]
	指揮隊	消火	救助	後方支援	その他						
青森県	3	29	4	18	11	83	東京都	東北道、首都高	川口PA	第五方面訓練場(北区西ヶ原) 第七方面訓練場(葛飾区高砂)	545
岩手県	2	24	5	15	9	57	東京都	東北道、首都高	川口PA	第五方面訓練場(北区西ヶ原) 第七方面訓練場(葛飾区高砂)	420
秋田県	2	27	5	16	11	68	東京都	東北道、首都高	川口PA	第五方面訓練場(北区西ヶ原) 第七方面訓練場(葛飾区高砂)	491
山形県	2	19	5	11	7	47	東京都	東北道、首都高	川口PA	第五方面訓練場(北区西ヶ原) 第七方面訓練場(葛飾区高砂)	369
石川県	2	20	5	14	10	63	東京都	関越道	練馬IC	第五方面訓練場 (北区西ヶ原)	454
福井県	2	19	5	9	6	47	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	464
三重県	2	25	5	17	5	64	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	380
滋賀県	2	18	5	14	11	54	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	424
京都府	4	29	8	15	11	78	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	490
大阪府	6	79	15	34	22	193	埼玉県	中央道、首都高	新井宿IC	川口市グリーンセンター (川口市新井宿)	558
兵庫県	5	59	18	45	25	172	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	546
奈良県	2	14	3	13	3	39	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	485
和歌山県	2	23	7	13	5	52	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	620
鳥取県	2	12	4	5	5	30	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	624
岡山県	5	27	11	21	9	81	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	645
徳島県	3	12	4	9	6	38	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	657

第4次応援

出場隊	登録部隊数						集結場所	応援先	最終ルート	進出拠点	進出拠点 (高速道路以外)	距離 [km]
	指揮隊等	消火	救助	後方支援	その他	計						
北海道	8	103	17	54	13	16	211	神奈川県	(フェリー) 首都高	大師PA	川崎市消防総合訓練場 (川崎市宮前区)	770
北海道	8	103	17	54	13	16	211	東京都	(フェリー) 常磐道 東京外環 首都高	川口PA	第五方面訓練場(北区西ヶ原) 第七方面訓練場(葛飾区高砂)	700
北海道	8	103	17	54	13	16	211	埼玉県	(フェリー) 常磐道 東京外環	川口東IC	川口市グリーンセンター (川口市新井宿)	680
北海道	8	103	17	54	13	16	211	千葉県	(フェリー) 常磐道	守谷SA	大堀川防災訓練センター公園 (柏市篠籠田字初音)	720
島根県	2	16	5	11	4	4	42	神奈川県	東名道	足柄SA	国府津中学校 (小田原市国府津)	653
島根県	2	16	5	11	4	4	42	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	671
島根県	2	16	5	11	4	4	42	埼玉県	中央道、首都高	新井宿IC	川口市グリーンセンター (川口市新井宿)	690
島根県	2	16	5	11	4	4	42	千葉県	東名道、首都高	湾岸幕張PA	花見川終末処理場 (千葉市美浜区)	713
広島県	4	43	9	25	18	23	122	神奈川県	東名道	足柄SA	国府津中学校 (小田原市国府津)	721
広島県	4	43	9	25	18	23	122	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	755
広島県	4	43	9	25	18	23	122	埼玉県	中央道、首都高	新井宿IC	川口市グリーンセンター (川口市新井宿)	766
広島県	4	43	9	25	18	23	122	千葉県	東名道、首都高	湾岸幕張PA	花見川終末処理場 (千葉市美浜区)	796
山口県	2	24	7	13	12	6	64	神奈川県	東名道	足柄SA	国府津中学校 (小田原市国府津)	845
山口県	2	24	7	13	12	6	64	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	865
山口県	2	24	7	13	12	6	64	千葉県	東名道、首都高	湾岸幕張PA	花見川終末処理場 (千葉市美浜区)	895
山口県	2	24	7	13	12	6	64	埼玉県	中央道、首都高	新井宿IC	川口市グリーンセンター (川口市新井宿)	905

香川県	2	16	4	8	5	4	39	白鳥大内IC	神奈川県	東名道	足柄SA	国府津中学校 (小田原市国府津)	690
香川県	2	16	4	8	5	4	39	白鳥大内IC	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	700
香川県	2	16	4	8	5	4	39	白鳥大内IC	埼玉県	中央道、首都高	新井宿IC	川口市グリーンセンター (川口市新井宿)	720
香川県	2	16	4	8	5	4	39	白鳥大内IC	千葉県	東名道、首都高	湾岸幕張PA	花見川終末処理場 (千葉市美浜区)	751
愛媛県	2	20	7	13	7	6	55	徳島道 池田PA	神奈川県	東名道	足柄SA	国府津中学校 (小田原市国府津)	742
愛媛県	2	20	7	13	7	6	55	徳島道 池田PA	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	742
愛媛県	2	20	7	13	7	6	55	徳島道 池田PA	埼玉県	中央道、首都高	新井宿IC	川口市グリーンセンター (川口市新井宿)	773
愛媛県	2	20	7	13	7	6	55	徳島道 池田PA	千葉県	東名道、首都高	湾岸幕張PA	花見川終末処理場 (千葉市美浜区)	776
高知県	2	14	3	10	6	3	38	高知道南国IC	神奈川県	東名道	足柄SA	国府津中学校 (小田原市国府津)	822
高知県	2	14	3	10	6	3	38	高知道南国IC	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	820
高知県	2	14	3	10	6	3	38	高知道南国IC	埼玉県	中央道、首都高	新井宿IC	川口市グリーンセンター (川口市新井宿)	864
高知県	2	14	3	10	6	3	38	高知道南国IC	千葉県	東名道、首都高	湾岸幕張PA	花見川終末処理場 (千葉市美浜区)	884
福岡県	7	37	9	29	8	21	111	九州道 めかりPA	神奈川県	東名道	足柄SA	国府津中学校 (小田原市国府津)	1020
福岡県	7	37	9	29	8	21	111	九州道 めかりPA	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	1033
福岡県	7	37	9	29	8	21	111	九州道 めかりPA	埼玉県	中央道、首都高	新井宿IC	川口市グリーンセンター (川口市新井宿)	1085
福岡県	7	37	9	29	8	21	111	九州道 めかりPA	千葉県	東名道、首都高	湾岸幕張PA	花見川終末処理場 (千葉市美浜区)	1083
佐賀県	2	13	3	7	4	2	31	九州道 基山PA	神奈川県	東名道	足柄SA	国府津中学校 (小田原市国府津)	1136
佐賀県	2	13	3	7	4	2	31	九州道 基山PA	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	1149
佐賀県	2	13	3	7	4	2	31	九州道 基山PA	埼玉県	中央道、首都高	新井宿IC	川口市グリーンセンター (川口市新井宿)	1171
佐賀県	2	13	3	7	4	2	31	九州道 基山PA	千葉県	東名道、首都高	湾岸幕張PA	花見川終末処理場 (千葉市美浜区)	1198

長崎県	2	19	5	15	5	6	52	長崎道川登SA	神奈川県	東名道	足柄SA	国府津中学校 (小田原市国府津)	1180
長崎県	2	19	5	15	5	6	52	長崎道川登SA	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	1200
長崎県	2	19	5	15	5	6	52	長崎道川登SA	埼玉県	中央道、首都高	川口PA	川口市グリーンセンター (川口市新井宿)	1231
長崎県	2	19	5	15	5	6	52	長崎道川登SA	千葉県	東名道、首都高	湾岸幕張PA	花見川終末処理場 (千葉市美浜区)	1251
熊本県	2	22	9	18	9	8	68	県消防学校	神奈川県	東名道	足柄SA	国府津中学校 (小田原市国府津)	862
熊本県	2	22	9	18	9	8	68	県消防学校	埼玉県	中央道、首都高	新井宿IC	川口市グリーンセンター (川口市新井宿)	879
熊本県	2	22	9	18	9	8	68	県消防学校	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	876
熊本県	2	22	9	18	9	8	68	県消防学校	千葉県	東名道、首都高	湾岸幕張PA	花見川終末処理場 (千葉市美浜区)	910
大分県	2	17	3	10	5	4	41	大分自動車道 菟尾PA	神奈川県	東名道	足柄SA	国府津中学校 (小田原市国府津)	1157
大分県	2	17	3	10	5	4	41	大分自動車道 菟尾PA	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	1177
大分県	2	17	3	10	5	4	41	大分自動車道 菟尾PA	埼玉県	中央道、首都高	新井宿IC	川口市グリーンセンター (川口市新井宿)	1208
大分県	2	17	3	10	5	4	41	大分自動車道 菟尾PA	千葉県	東名道、首都高	湾岸幕張PA	花見川終末処理場 (千葉市美浜区)	1215
宮崎県	2	13	4	11	6	2	38	熊本北SA	神奈川県	東名道	足柄SA	国府津中学校 (小田原市国府津)	1301
宮崎県	2	13	4	11	6	2	38	熊本北SA	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	1314
宮崎県	2	13	4	11	6	2	38	熊本北SA	埼玉県	中央道、首都高	新井宿IC	川口市グリーンセンター (川口市新井宿)	1365
宮崎県	2	13	4	11	6	2	38	熊本北SA	千葉県	東名道、首都高	湾岸幕張PA	花見川終末処理場 (千葉市美浜区)	1365
鹿児島県	2	21	6	19	7	6	61	伊佐湧水消防組合南消防署	神奈川県	東名道	足柄SA	国府津中学校 (小田原市国府津)	1317
鹿児島県	2	21	6	19	7	6	61	伊佐湧水消防組合南消防署	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	1330
鹿児島県	2	21	6	19	7	6	61	伊佐湧水消防組合南消防署	埼玉県	中央道、首都高	新井宿IC	川口市グリーンセンター (川口市新井宿)	1381
鹿児島県	2	21	6	19	7	6	61	伊佐湧水消防組合南消防署	千葉県	東名道、首都高	湾岸幕張PA	花見川終末処理場 (千葉市美浜区)	1381

沖縄県	2	17	3	8	1	0	31	那覇新港	神奈川県	東名道	足柄SA	国府津中学校 (小田原市国府津)	1374
沖縄県	2	17	3	8	1	0	31	那覇新港	東京都	東名道	東京IC	第三方面訓練場 (渋谷区幡ヶ谷)	1387
沖縄県	2	17	3	8	1	0	31	那覇新港	埼玉県	中央道、首都高	新井宿IC	川口市ウリセンター (川口市新井宿)	1439
沖縄県	2	17	3	8	1	0	31	那覇新港	千葉県	東名道、首都高	湾岸幕張PA	花見川終末処理場 (千葉市美浜区)	1438